

北海道市町村職員研修センター規約

規約制定	平成17年12月26日
一部改正	平成19年2月19日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成22年2月24日
一部改正	平成22年2月25日
一部改正	平成24年7月13日
一部改正	平成27年7月14日
一部改正	平成29年7月7日
一部改正	平成30年5月23日
一部改正	令和2年4月6日
一部改正	令和6年4月1日

(名称)

第1条 本研修センターは、北海道市町村職員研修センター（以下「研修センター」という。）と称する。

(目的)

第2条 研修センターは、道内の市町村職員等の資質向上と能力開発のための研修事業を行い、市町村の健全な発展と行政の効果的な運営に資することを目的とする。

(組織)

第3条 研修センターは、北海道市長会（以下「市長会」という。）、北海道町村会（以下「町村会」という。）、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「振興協会」という。）及び北海道（以下「道」という。）をもって組織する。

※一部改正 平 24.7.13

(事業)

第4条 研修センターは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市町村職員等を対象とした研修（以下単に「研修」という。）の実施
- (2) 研修に関する計画の企画及び立案
- (3) 研修の評価及び効果測定
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

※第1号一部改正 平 19.2.19

(事務所)

第5条 研修センターの事務所は、札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館内）に置く。

(役員)

第6条 研修センターに、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	3名
監 事	1名

- 2 会長は、研修センターの事務を総理し、研修センターを代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、市長会長及び町村会長が推薦する者をもって充て、任期は2年とする。
- 5 理事は、振興協会常務理事及び道総務部職員監並びに市長会事務局長又は町村会常務理事をもって充てる。
- 6 監事は、市長会事務局長又は町村会常務理事をもって充て、会計を監査する。任期は2年とする。

※第2項～第6項全部改正 平 19.2.19、第4項一部改正 平 22.2.25、第5項一部改正 平 27.7.14、
第5項及び第6項一部改正 令 6.4.1

(幹 事)

第7条 研修センターに、幹事を置く。

- 2 幹事は、市長会事務局次長、町村会事務局長、振興協会事務局次長及び道総務部人事局人事課長、道総合政策部地域行政局市町村課長をもって充てる。
- 3 幹事長は、市長会事務局次長又は町村会事務局長をもって充て、任期は2年とする。

※第3項一部改正 平 19.2.19、第2項一部改正 平 21.4.1、第2項一部改正 平 29.7.7、第2項一部改正 平 30.5.23、第2項一部改正 令 2.4.6

(会 議)

第8条 研修センターの会議は、役員会及び幹事会とする。

- 2 役員会は、会長が招集し、次の事項について審議、決定する。
 - (1) 会長及び副会長並びに監事、幹事長及び所長の選任
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 規約の制定、改廃
 - (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事項
- 3 幹事会は、第4条各号及び第8条第2項各号に規定する事業の内容について審議するため、会長が必要の都度招集する。
- 4 会長は、役員会及び幹事会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は必要と判断したときは、持ち回りにより役員及び幹事の承認を得ることができる。

※第2項、第3項一部改正 平 19.2.19・平 22.2.24、第4項追加 平 19.2.19、第2項第1号一部改正 令 6.4.1

(報 酬)

第9条 役員及び幹事は、無報酬とする。

(経 費)

第10条 研修センターの運営に要する経費は、市長会、町村会及び振興協会の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項に掲げる負担金は、役員会において別に定める負担割合に基づき算出した額とする。
- 3 研修センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(運営委員会)

第11条 第4条各号に規定する事業について、具体的な立案・検討及び適切な事業推進を行うため、研修センターに運営委員会を設ける。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に要綱で定める。

(事務局)

第12条 研修センターの事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、所長のほか必要な職員を置き、会長がこれを任免する。

3 所長は、市長会事務局次長又は町村会の事務局長をもって充て、任期は2年とする。

4 職員は、市長会、町村会、その他の職員をもって充てる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規程で定める。

※第3項、第4項一部改正 平19.2.19

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、役員会において決定する。

2 研修センターの規程及び要綱の制定、改廃は、会長の専決事項とする。

※第2項一部改正 平19.2.19

附 則

この規約は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年2月19日から施行する。

この規約の施行の際現に在職する会長、副会長、幹事長及び所長については、改正後の規約により就任したものとみなす。ただし、任期については、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。